

【データ復旧サービス利用約款】

本サービスの提供を受けるにあたり、別紙【料金表】に定めるサービス料金の支払を要します。

申込者（以下、「甲」といいます。）は、日本電通株式会社（日本電通株式会社が業務を委託するデータ復旧事業者を含む。以下、「乙」といいます。）の提供するデータ復旧サービスを、データ復旧サービス利用規約（以下「本利用規約」といいます。）を承諾した上で利用するものとします。

#### 第1条（保証内容）

- データ復旧サービスとは、甲の申告のもと、乙が登録した対象製品（製品登録時に電源が入り正常に起動するものに限ります。以下、「本製品」といいます。）について、第2条で定める期間内において、データの復旧作業を行うサービス（以下、「本サービス」といいます。）であり、以下のサービスは含みません。
  - 原因調査：データ消失の原因等の調査・解析は行いませんので、これらの事項に関する質問、保証には応じられません。
  - 機器修理：甲の再利用を前提とした記憶媒体の修理はサービスには含まれません。
- 第16条で定める「適用除外事項」に該当する場合には、本サービスの対象外とします。

#### 第2条（保証期間）

- 本サービスは、乙が指定する登録方法により対象機器を登録した日の属する月の翌月1日から開始するものとし、保証開始日から1年間は継続して効力を有するものとします。
- 甲からサービス料金その他規約に基づく支払い（以下「サービス料金等」といいます。）が遅延した場合、当該支払期日の属する月の翌月から、サービス料金等及び第7条に定める遅延損害金が完済にいたる日までの間につきましては、本サービスを適用できないものとします。

#### 第3条（保証上限）

- 保証期間内において本製品に係るデータ復旧の回数には制限はありません。
- 本サービスは、本製品より消失したデータを復旧することを保証するものではありません。

#### 第4条（保証の終了）

- 以下の事項に該当する場合には、本サービスは終了となります。
  - 第2条に定めるところに従い、保証期間が満了した場合。
  - 何らかの事由により乙が本サービスの提供を行うことができなくなった場合。
- 前項により、乙が本サービスを終了する場合は、乙が指定するホームページ等により周知を行います。また、予めその理由及び本サービスを終了する日を甲に通知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第5条（本サービスの解約・解除）

- 甲は、本サービスを解約しようとする時は、解約を希望される月の前月24日までに乙所定の方法により届け出るものとし、解約を届け出た月の翌月末日付けにて解約するものとします。
- 以下の事項に該当する場合には、乙は、何らの催告なく本サービスを解除することができます。この場合、甲は、乙に対して支払っていないサービス料金、遅延損害金等を支払うものとします。
  - 甲から本サービスのサービス料金が期日までに一度でも支払われなかった場合。
  - 住所変更の届出を怠る等、甲の責めに帰すべき事由により、甲の住所が不明となり、または乙が甲への通知、連絡が客観的に不能と判断した場合。
  - 甲が反社会的勢力に属しうる事情や甲の資力に問題がある事情を乙にて確認できた場合。

#### 第6条（サービス料金の支払義務）

- 甲は、本サービスの提供を受けるにあたり、別紙【料金表】に定めるサービス料金の支払を要します。なおサービス料金は、申込日の属する月の翌月1日に発生します。
- サービス料金の支払につきましては、甲が指定した金融機関口座からの引落としによります。甲は、ご利用開始月末を締日とした翌月23日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）に当月サービス料金を支払うものとします。
- 乙は、本規約等で別段の規程がある場合を除き、受領したサービス料金について返金しないものとします。

#### 第7条（遅延損害金）

甲は、サービス料金等の支払を遅延した場合は、その金額に対し年14.6%（1年365日の日割り計算によります）の割合による遅延損害金を、当該支払期日の翌日より完済にいたるまで乙に支払うものとします。

#### 第8条（端数処理）

乙は、サービス料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端

数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第9条（甲のご負担となる主な費用）

以下に定める事由ないし費用は本サービスには含まれておらず、専ら甲のご負担となります。但し、本サービスの範囲外の事由ないし費用を、これらに限定する趣旨ではありません。

- 復旧の成否に関わらず、甲のご都合により、乙社員が出張対応を行う場合の交通費・宿泊費・出張費。
- 本サービス利用時に甲からのご連絡に必要な費用、その他通信費用。
- 復旧を行う際に、代用品を甲が必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用。
- 復旧作業に入った後、甲が復旧をキャンセルされた場合に必要となる出張費用。
- データ復旧の際の本製品の送料。

#### 第10条（再委託）

乙は、自己の費用と責任で、本サービスの提供にかかる作業の一部を第三者（以下「委託業者」といいます。）に委託することができます。

#### 第11条（甲の情報について）

乙は甲よりお預かりした甲の製品情報及び個人情報、第10条に規定した委託業者にも情報を開示し、甲はあらかじめこれに同意することとします。

#### 第12条（データ復旧の依頼方法）

- 本サービスのサービス期間内に、本製品に含まれるデータの消失が発生した場合には、甲は、データ復旧サービスお客様窓口に連絡して復旧をご依頼ください。復旧受付時に、乙より復旧手順の手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。
- 甲から乙に対し、復旧のご依頼をいただいた際、乙は、甲の本サービスに関する登録情報（製品情報及び個人情報）の確認をいたします。甲より復旧依頼に際してご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他甲より必要な情報のご通知をいただけない場合には、本サービスが適用されない場合がございますので、甲におかれましては、本サービスの加入後、乙がお伝えした情報の保管・管理に十分ご注意くださいようお願いいたします。
- 乙以外の第三者にデータ復旧を依頼された場合には、本サービスが適用されませんのでご注意ください。
- 甲のご都合により、復旧受付日から90日が経過してもデータ復旧の着手が出来ない場合には、データ復旧の受付を無効といたします。

#### 第13条（登録情報の変更）

以下の場合には、甲は、速やかにデータ復旧窓口までご通知ください。ご通知いただけなかった場合には、本サービスが適用されない場合があります。なお、乙にて登録されたお客様情報の変更は、登録されたお客様ご本人様からご通知いただいた場合に限り承ります。

- サービス期間中に登録されたお客様名や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合。
- メーカー若しくは店舗より交換品の提供等が行われ、製品情報及び製造番号に変更があった場合。

#### 第14条（個人情報の使用）

乙は、甲よりご提供いただいた製品情報、個人情報等を保管、使用の上、本サービスを提供します。また、上記の目的の為、以下の場合に限り、乙の責任において、事業協力会社（委託業者・メーカー・修理会社・店舗・金融機関等）、保険会社等へ甲の個人情報を提供いたします。

- データ復旧に際して乙と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。
- 本サービスの履行に伴うリスクを対象とする保険契約を乙が締結する場合に、当該契約を締結する保険会社への個人情報等の提供が必要となる場合。

#### 第15条（間接損害等）

法律上の請求の原因の種類を問わず、如何なる場合においても、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡及び怪我を含みます）並びに他の財物に生じた損害に関して、乙は一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条（適用除外事項）

以下の事項に該当する場合には、本サービスは適用されず、別途乙から提示する金額を甲にご負担していただきます。

- 天災地変等の外部要因に起因する故障及び損害。
- 盗難、紛失、置き忘れ、乙への事前の申請がない第三者への譲渡その他の事由により、甲が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。**
- 甲の故意によりデータ消失が生じたことが明らかな場合。

- 保証期間外にデータ消失が生じていた場合。
- 本製品の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。
- 部品等本製品の構成部分の一部であって、本製品中当該部分が無ければ、復旧を行うことができなくなるものが、乙への本製品の提供時点で欠落している場合。
- 本製品の付属部品、アクセサリー、周辺機器等の本製品以外の製品のデータ復旧。
- 乙がデータ復旧の依頼を受けて本製品の点検・診断を実施した結果、乙がデータの消失を確認できなかった場合。
- 甲ご自身で付加されたラベル・シート・カバー類、塗装・刻印等を、復旧作業後に元の状態に復旧する費用。
- 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性、またはその他の有害な特性に起因するデータ消失。
- 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱、またはその他これらに類似の事変または暴動に起因するデータ消失。
- 本製品のデータ消失に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。
- 本製品と異なる製品（シリアル番号等が異なる等）の復旧をご依頼された場合や、本製品のシリアル番号が確認出来ない場合（但し、製品の 内蔵データ等から本製品と同一と確認が出来る場合を除く）
- 甲が本製品に改造を施した場合。
- 甲が過去に本製品について自ら又は第三者をして修理又はデータ復旧を試みた場合。
- 本製品以外の要因（第三者が流布したウイルスによるもの、第三者の不正アクセスによるもののほか、本製品に接続されている他の機器に起因するものを含む。）によって本製品のデータが損壊した場合。
- 乙がデータ復旧の依頼を受けてデータ復旧作業を完了した後に、乙の責めに帰すべきでない事由により本製品が破損していることが判明した場合。
- その他本サービスの対象外のデータ消失であることが判明した場合の復旧に係る諸費用。
- その他、乙が掲げる事項。

#### 第17条（復旧に係る免責事項）

データ復旧作業を行うにあたり、以下の事項に該当する場合には、乙は一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。

- データの救出を優先するため、事前に甲へのご連絡なく、本製品および内部の記憶媒体を分解、開封することがあります。また、復旧作業の初期診断を行うにあたり、本製品および内部の記憶媒体、その他の内外部品の変形を伴うことがあります。
- 復旧作業の作業内容によっては、本製品に保存されているデータが消失することがございます。
- 本製品の状況により全データの完全復旧ができない事があります。また、本製品をお預りした時点で、既に破損しているデータは、破損したデータとして復旧されます。

- ※復旧したファイルが実行ファイルの場合、正常に起動できない、一部の機能が使えない等の可能性、また画像ファイルの場合、画像が一部欠損している等の可能性があります。乙は、責任を負いかねます。
- 乙は、お預かりした本製品に対する原状回復の責を負いません。また、甲のお手元で正常であっても、本製品のお預かりから返却までの間に多くの過程・作業を経ますので、この全ての過程で発生する瑕疵・障害について乙の故意、重過失による場合を除き、乙は一切責任を負いません。
- 天災事変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由により、本規約に基づくサービスの遅延や不能が生じた場合、乙の故意、重過失による場合を除き、乙は甲に対してその責を負わないものとします。
- 甲よりお預かりした本製品での起動確認作業は、乙では行っておりませんので、ご了承ください。
- 復旧作業にあたり、本製品を解体することがあります。解体をした場合、メーカーによる保証を受けることができなくなる場合がありますのでご了承ください。また、甲よりお預かりした機器の状況によっては外部業者にて修理の後、復旧作業を行う場合があります。
- 本製品を既に解体したことがある場合、解体・組み立てを正常に行えないことがあります。この場合、解体・組み立てにより生じた破損、障害には責任を負いません。乙では細心の注意を払い本製品の解体・組み立てを行ないますが、解体・組み立て中に経年劣化しているパーツが破損、劣化することがあります。また解体・組み立てにより生じた破損、障害には責任を負いません。ご返却後に起動不具合が起きた場合でも乙の故意、重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 輸送中の本製品の取扱いについては細心の注意を払いますが、輸送中の破損等につきましては一切の責任を負いません。
- 本サービスは、必ずしも甲の消失データを復旧することを確約するものではありません。消失データや本製品の状態等により、復旧に失敗することもございます。
- 乙へ本製品をご送いただいた際の梱包材は破棄いたします。
- 復旧作業において復旧致しましたデータが非常に多数に渡る場合につき

- ましては、弊社の方で全てのデータ確認は行いません。納品用メディアが届き次第、お客様の方で直接内容のご確認を御願いたします。
- 甲の症状に合わせて部品や技術員を手配しますので、作業依頼後のキャンセルは如何なる場合であってもお受け致しかねます。
- ご希望のデータの定義は、作業発注前に書面・メールにて確認している内容となります。
- 機器の症状、データの破損状況によって完了期日が大幅に遅れる場合がありますが、乙は、それに起因する損害賠償責任を負いません。
- 機器の症状、データの破損状況によって完了期日が大幅に遅れる場合がありますが、完了期日が大幅に遅れたことによるキャンセルにつきましてはお受け致しかねます。
- 復旧データはコピーや改ざんができる物となります関係上、ご納品後のデータ不備、データ不足による返金等につきましては、お受け致しかねます。
- データ納品に用意した媒体の機器保証については、メーカーの保証に準じます。ただし、納品後の被調査媒体の故障に起因するデータ破損、消失等については保証いたしません。
- 乙が甲のデータを漏洩させ、または預託メディアを紛失し、甲に損害を負わせた場合、その賠償額の総計は、甲が本サービスの為に乙に支払った金額を超えないものとします。ただし、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。
- 乙がデータ復旧を行った結果、対象顧客が所持するより前の第三者が有する情報が復旧されたとしても、乙は、一切責任を負いません。
- 本サービスの適用に伴う乙が提供するサービスにおきましては、乙の責めに帰すべき理由（乙の故意または過失）による場合を除き、甲に生じたいかなる損害につきましても、乙は一切の責任を負いません。

#### 第18条（その他の注意事項）

- 乙に本製品をお預けいただいた後、甲に返却可能日をお知らせしている場合（甲のご都合でお知らせできない場合を含みます）、当該返却可能日から90日間を経過してもお受け取りいただけないときは、乙にて本製品を自由に処分することができます。その際には、処分に要した費用の一部を、乙の請求に従い、速やかにお支払いいただくものとします。
- 復旧後のデータ納品方法については、復旧作業完了後に、お客様が復旧を希望されたデータの復旧成否をご確認頂き、原則としてレンタル用外付けHDDでの納品となります。納品用外付けHDDの買取をご希望される場合は、事前に担当者までお申し付けください。なお、納品用外付けHDDの買取に要する金額は本サービスの適用対象外となります。
- 納品用外付けHDDのレンタル期間は10日間です。レンタル期間を超過しても乙へ納品用外付けHDDをご返送いただけない場合につきましては、納品用外付けHDDの買取をご希望されているとしまして、甲に買取金額をご請求させていただきます。
- 復旧後のデータ納品につきましては、情報漏洩の観点により乙内で保管を致しかねますので、最短でのお引取りをお願いしております。
- 乙は、本サービスについて理由の如何を問わず、サービス料金の返金はありません。
- 甲は、本サービスにお申込みいただいた時点で、本規約にご同意いただいたものとしたします。
- 乙は、必要と判断した場合には、民法548条の4の規定に従って本規約を変更、修正、追加又は削除することができます。本規約の変更等の際は、変更等実施日の1か月前までに、乙のホームページに掲載して周知し、又は書面等により通知するものとします。
- 本規約等は日本法に基づき解釈されるものとします。また、甲と乙の間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額に応じて、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

#### 附則（2020年8月7日）

本利用規約は2020年8月7日より有効となるものとします。